

10年保存

機密性 2

平成26年10月3日から  
平成36年10月2日まで

基監発 1003 第4号

平成26年10月3日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

若者の「使い捨て」が疑われる企業等及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対する重点監督の実施等について

標記については、平成26年10月3日付け基発 1003 第3号・職発 1003 第5号「若者の『使い捨て』が疑われる企業等及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する取組の強化について」（以下「連名局長通達」という。）により指示されたところであるが、その具体的な実施に当たっては、下記事項に留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、平成25年8月8日付け基監発 0808 第1号「過重労働重点監督月間における重点監督の実施等について」は、本内かんをもって廃止する。

記

1 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する重点監督の実施等

(1) 監督対象事業場

ア 連名局長通達記の第1の1の(1)の①において指示された監督対象事業場は、以下の事業場であること。

① 別添1「監督対象事業場一覧表（離職率関係）」及び別添2「監督対象事業場一覧表 [ ]」において指定した事業場

② 上記①以外で、労働基準監督署（以下「署」という。）や公共職業安定所（以下「所」という。）に寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高い又は [ ] など若者の「使い捨て」が疑われる事業場

イ 連名局長通達記の第1の1の(1)の③において指示された監督対象事業場は、以下の事業場であること。

① 署等に寄せられた情報から、下記の(2)のアに係る問題があると疑われる

事業場

② 労働局において選定した [REDACTED]

(2) 監督指導に当たっての留意事項

ア 重点事項は、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消とし、関係通達に基づき確実な指導を行うこと。

イ 監督対象事業場の選定に当たっては、 [REDACTED]

[REDACTED] 配意すること。

また、上記の(1)のイについては、以下も留意すること。

① [REDACTED]

[REDACTED] を対象とすること。

なお、労働者からの申告・相談等の内容から、 [REDACTED]

[REDACTED] としても差し支えないこと。

② [REDACTED]

ウ 上記の(1)のアの①の事業場については、本年11月中に監督指導を確実に実施すること。

エ 平成23年3月11日付け基監発0311第4号「チーム監督の実施に当たって留意すべき事項について」(以下「チーム監督内かん」という。)に基づき、必要に応じチーム監督を実施すること。

(3) 監督付表の作成等

ア 監督指導を実施した全数について、別紙の監督付表を作成すること。

イ 都道府県労働局労働基準部監督課においては、作成した監督付表の写しを取りまとめた上で、平成26年12月19日(金)までに本省監督課あて送付すること。

なお、今般の監督指導結果のうち、一部の事案については、取りまとめの上、事例として公表することを予定しているため、上記の(1)のアの①の事業場に係る事案のほか、 [REDACTED]

[REDACTED] について、監督復命書、是正勧告書(控)及び指導票(控)の写しを監督付表の写しに添付すること。

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③ [REDACTED]

④ [REDACTED]

(4) 労働基準行政情報システムへの登録

本監督指導の結果については、平成26年12月19日（金）までに、全数について労働基準行政情報システムに確実に入力すること。

なお、入力する際には、監督復命書画面の「監督結果情報1」のタブ画面の「特別監督対象1」から「一斉（調査的）1」を確実に選択すること。ただし、地方運輸機関との合同監督・監査である場合は「合同監督・監査」を選択すること。

(5) 所への情報提供

連名局長通達記の第4に基づく所へ情報提供については、

なお、所への情報提供を行う場合には、事前に本省監督課に情報提供すること。

2 長時間にわたる過重な労働による過労死等に対する労災請求が行われた事業場に対する重点監督の実施等

(1) 監督対象事業場

ア 連名局長通達記の第2の1の①において指示された監督対象事業場は、平成25年4月1日付け基監発0401第1号「長時間労働による脳・心臓疾患又は精神疾患に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について」（以下「脳・心監督内かん」という。）記の1の(1)の事業場であること。

イ 連名局長通達記の第2の1の②において指示された監督対象事業場は、平成26年2月18日付け基発0218第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」記の2の(1)のアの(ア)の事業場であること。

(2) 監督指導に当たっての留意事項

ア 重点事項は、

等とし、関連通達に基づき確実な指導を行うこと。

イ 上記の(1)のアの事業場については、脳・心監督内かんに基づき監督指導を実施すること。

ウ チーム監督内かんに基づき、必要に応じチーム監督を実施すること。

(3) 監督付表の作成等

上記の1の(3)のとおりとすること（上記1の(1)のアの①の事業場を除く。）。

なお、上記の(1)のアの事業場に対する監督については、脳・心監督内かんに基づく付表は作成する必要はないこと。

(4) 労働基準行政情報システムへの登録

上記の1の(4)のとおりとすること。

# 監督対象事業場一覧表(離職率関係) (別添1)

実施局	監督対象事業場名	所在地
[Redacted Content]		

# 監督対象事業場一覧表 ( [REDACTED] ) (別添2)

実施局	監督対象事業場名	所在地
[REDACTED]		













